

# 平成21年度子どもの森づくり推進事業実施要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、平成21年度子どもの森づくり推進事業補助金の交付を受けて行う事業(以下「事業」)の実施にあたり、事業の適正な執行を期すため、別に定める補助金交付要項(以下、「要項」という)によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (補助対象事業)

第2条 要項第2条で定める補助対象事業は、次に掲げる事業のいずれかの事業または両方の事業を対象とする。

- 1 緑の少年団の所在する学校等が、要項第1条の趣旨に則り、校庭内等に小規模な森林づくりを行うことにより、青少年が森林や木材、そして自然への関心を深め、森林環境教育や自然体験活動の促進を図る事業で、以下の要件を満たすものとする。
- 2 緑の少年団の所在する学校等が、校舎内等において、要項第1条の趣旨に則り、児童生徒が日常的に見られる廊下や踊り場等に、森林の写真や森林・林業に関する教育パネル、あるいは、間伐材利用の木材活用啓発資材等を設置することにより、森林や自然についての関心を高めるための環境を整備する事業で、以下の要件を満たすものとする。

## (対象経費)

第3条 前条に規定する事業の実施にあたり、次の経費を補助の対象とする。

- 1 前条第1項1号に関する経費
  - ア 苗木・樹木の購入、運搬費、柵の設置、土壌改良等に要する経費
  - イ 樹木の枝打、間伐、生垣造成等に要する経費
  - ウ 樹木の説明や由来等を記載する看板の制作・設置費
  - エ 当該森林において生態系観察用の間伐材利用の簡易施設、木製ベンチ、木製チップ歩道、芝生等の整備に要する経費
  - オ その他森林内で学習・レクリエーション等を行うために必要な施設の整備に要する経費
- 2 前条第1項第2号に関する経費
  - ア 大型写真パネル等の制作・設置費
  - イ 上記のための写真コンクール等を実施するための経費
  - ウ 森林・林業教育パネルの制作・購入・設置費
  - エ 木材活用啓発のための間伐材利用施設展示費
  - オ その他事業の趣旨にあった内容の整備費

## (要件)

第4条 第2条に規定する事業を実施する場合には次の各号に掲げる事項を要件とするものとする。

1 事業を実施する場合においては、事業の実効性を確保するため、事業計画の策定及び事業の実施にあたって、必要に応じて機構又は林業指導所等の指導を受けるとともに、事業による教育的効果の向上を図るため、子ども達に対する事前のオリエンテーション、及び、機構による「緑の講話」を実施することとする。

2 第2条第1項1号に関する事業の要件

ア 当該森林とは、樹木の集団を形成させるものをいう。

イ 当該森林は、原則として学校等の敷地若しくはその近隣に造成するものとする。

ウ 当該森林の造成には、既存の森林等を整備し要項第1条の趣旨により整備を行う場合を含むものとする。

エ 造成する森林の樹種は、郷土樹種（杉、檜、栲、檜など）を主とすること。

オ 森林の造成にあたっては、PTA、父兄、近隣の森林ボランティア等の参加・協力を得て行うものとする。

3 第2条第1項2号に関する事業の要件

ア 児童・生徒にアンケートを実施し、事業効果の検証を行うこと。